

において、その繁忙な季節に、送券人が多数早期より夜間まで遠隔の地に出向いて業務に従事するため、投票所の開所時刻を繰り上げ又は繰下げることによって、多数の送券人の投票に便宜を与える場合、山間僻地等の有権者の多い投票所で全部の投票者が短時間で投票を終り投票時間を短縮することが送券人の投票を妨げる結果とならぬ場合等である。開所時刻の繰下げ及び繰上げは特に留意を要し、遂に流れて送券の公正を害するようは結果に陥らぬようにはしなければならぬ。

又特例の設定に当たっては、具体的な事情の如何により、恒常的なものとしてもよく季節的の限定を設けてもよく又は一つの送券に限ってもよく、その形式は任意である。

二、本條の改正により、令オ二十七條は、削除せられた。

第四 不在者投票に関する事項



一、不在者投票の理由の拡張

不在者投票の理由として、新法に法沖四十九條之三十四号が追加せられ、交通至難の島その他で全口選挙管理委員会が指定する地域に居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に就中である場合には、同一郡市又は同一市町村の区域内であつても、選挙の当日投票所に行けない場合には、不在者投票ができることとなつた。これは全口選挙管理委員会が指定する地域に限るのであつて、例えば、その地域が投票区になつていないため、海上又は飛行機が通れないような交通至難の島又は同一市の一部落で、しかも季節的に多量の選挙人が当該地域に居住して漁業又は鉱業に従事する等の事例のあるような地域を指し、当該地域は、公取選挙法及び同法施行令等執行規則（以下執行規則という。）別表六によつて指定されている。当該地域に居住中、滞在中又は職務若しくは業務に従事中の者は、当該



指定地域内にある因不在者投票が認められることとなるのである。

二、不在者投票の方法に関する改正

(イ) 送券人が、疾病・負傷・妊娠等のためその現在する場所において不在者投票を行う場合における不在者投票證明書の発行の制度が廃止せられ、これに伴い右の不在者投票證明書の取扱に對する規定が削除せられた。(令五〇〇、五三之)

なお、右により規則別記様式の記載例が一部改正せられた。(別記一ニ号、一三号)

(ロ) 右により指定病院の入院患者は、病院長たる不在者投票管理者の承認に基く場合以外は、その現在する場所で投票することはできないこととされた。従つて同居の親族による代理請求もできないのであつて、(令五十九條)その不在者投票管理者は、常に当該病院の長とせられた。



⑤ 市町村の選挙管理委員会の委員長が不在者投票證明書用封筒の裏面にする署名（令オ五十  
三條オ二項）並びに不在者投票管理者が投票用封筒及び投票送致又は送付用封筒の裏面に  
する署名（令オ六十條オ一項）はすべて記名に改められた。

⑥ 船員が船長を不在者投票管理者として投票するのは、船内で投票する場合に限ることが  
明かにせられた（令オ五十二條オ一項）

⑦ 船員の不在者投票用紙の様式は、地方公共団体の選挙にあつても、命令で定められるこ  
ととせられ、（法四九、令一四四）その様式は、規則別記オ六号によつて作成し、これに  
当該選挙の種類を記載し、又これを交付する市区町村選挙管理委員会の印をおすべきもの  
とせられた。

なお、指定市町村の一部が変更せられた。（執行規則別表オ五）



(6) 拘留刑に処せられて監獄に拘禁中の者も在監者として特別投票ができる旨が明かにせら

れた。(令五十二條三項の改正)

(7) 受理と決定した不在者投票を投票箱に入れる際に投票用封筒を用く旨の規定が設けられ

た。(令六三の改正)

(8) 不在者投票用封筒に記載すべき事項が一部改められた。(規則別記二号)

三、法四十九條四号の該当者の不在者投票の方法は、同條一号及び二号該当者と同様

に、不在者投票に該当の申出の證明書の発行、投票用紙及び投票用封筒の請求並びに交付、

不在者投票證明書の交付、投票の記載、及び不在者投票用紙及び封筒の提出に関する事務は

すべてその選挙人の名簿に属する市町村の選挙管理委員長又は居住地若しくは所在地の市町

村の選挙管理委員長について行われなければならないものとせられたこと。



四、警察予備隊員の不在者投票については病院及び監獄の如く、その隊内においてする特別な投票方法は認められていないが、その特殊性に鑑み、不在者投票管理者が、予備隊々内に投票記録所を設けて不在者投票を行わせる等、事情の許す限り適宜の処置を講ぜられたい。

第五 送挙会に関する事項

國及び都道府県の送挙にあつては、送挙立会人となるべき者の届出書には、その者が送挙人名簿に登録されている旨の證明書を添えなければならぬものとせられた。(令八二ニ)

右の證明書の様式は、規則第十一條才二項の規定によつて、別記才十九号様式に準じて、作成しなければならぬものとせられた。

第六 公取の候補者に関する事項

一、法才八十九條の改正により公務員の立候補の制限は相当に緩和せられることとなつた。



## (一) 単記労働者

(イ) 国家公務員にあっては法令、九十條才一項各号に掲げる者である。これらの者は何れも国家公務員法才二條才一項才十三号及び才十五号に指定せられる特別取に属する者で、且つ同法の適用を受けないものである。

(ロ) 地方公務員にあっては、単記労働者に雇用される一般取に属する地方公務員の範囲を定める政令（昭和二十六年政令才二十五号）に規定する任取中政治活動を為し得る者とその範囲を全く同じくするものであるが、この中には地方公務員法才三條才六号の者も含まれる。

(二) 委員、顧問、参事及び嘱託員等についても、今回法才八十九條才一項才三号及び令才九十條才二項の改正によって、その立候補の制限が相当に緩和せられた。



(1) 委員長及び委員については、施行令別表オニに掲げる者を除き、これらの名簿を有する者で、臨時又は非常勤の國又は地方公共団体の公務員は、すべて在任中立候補し得ることゝなつた。

なお今回別表オニが改正せられ、一部指定の変更があつた外、農地委員会委員、農産調整委員会委員及び漁業調整委員会委員は、市町村における選挙に限り、在任中立候補することができるとなつた。

(2) 顧問、参与等については、令オ九十条オ二項オ二号によつて、その取名を指定し、これ以外の取名の者は在任中の立候補は認められないことゝなつた。

(3) 令オ九十条オ三項オ三号の規定によつて、臨時又は非常勤の嘱託員たる公務員は、すべて在任中立候補を認められることゝなつた。



(三) 消防団並びに水防団の団長及び団員は、常勤の者を除き、すべて在職中立候補を認められることとなつた。

なお、消防団長及び団員の立候補制限緩和は、消防組法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十八号）によつて認められたものであり、同法は三月十三日施行せられてゐる。

(四) 地方公共団体の公営企業の従業員は、法才八十九條才一項才五号の規定によつて、今回在職中の立候補を認められることとなつたが、その範圍は、地方公共団体の經營するの軌道事業、地方鉄道事業及び自動車交通事業 (一) 電気事業 (二) ガス事業及び (三) 上水道事業（町村の經營するものを除く。）に從事する職員のうち、本庁の課長又はこれに相当する職以上の職にある者以外の者である。即ち本庁の局長、部長、官房長及び課長



5 / 外

等は、在職中立候補することができないが、本庁の課長又はこれに相当する職よりも下の職、即ち課長補佐、主任、係長等又支所、営業所又は出張所等の職員は、すべて在職中立候補し得ることとなる。(令九〇〇)

二、推薦届出の場合には、推薦届出者が供託物の還付を請求するものとせられた。(令九三三)

三、立候補の届出書には、氏名の外、通称を記載しないものとせられた。(規則別記一六号)

一七号)

第七 決選投票及び同時選挙に関する事項

一、決選投票においても、候補者は、自己の届け出た南栗立会人及び選挙立会人とするべきものがない場合には、新たにこれらの者の届出をすることができるとせられた。(令九五

二)



二、同時選挙の期日の告示に關して、都道府県の議会の議員の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合には、おいては、選挙の期日前二十日迄にその告示をたうべきこととせられた。(法一

一九三)

三、同時選挙において、同票事務を選挙会の事務に合せて行う選挙とそれ以外の選挙を同時に行う場合には、同票に關する手続は、各別に行うべきことが明らかなにせられた。(令一〇六)

第八 選挙運動に關する事項

一、自動車、拡声器及び船舶の使用制限は、国会議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙のみならず、都道府県会議員及び市におけるすべての選挙についても設けられた。(法一四一)但し、後者の場合においては、燃料をあっせんすべき旨の規定は設けられていない。又これらに使用する表示板は、執行規則(一四)及び別記様式(一)に準じ

5  
ノ  
内



て当該送挙に関する事務を管理する送挙管理委員等について定められた。

二、送挙運動のために使用し得る通常葉書の頒布は、郵政省の認可を得た郵便局長が市町村に於けるすべての送挙についても認められ、その枚数が規定せられた。(法一四二ノ四ノ五)但し、これらの通常葉書は、有料とせられ、郵政省において無料のものとは別して送挙用である旨の表示をしなければならぬものとせられた。(法一四二ノ六)なお、これが交付手続については、公取送挙無料郵便規則の一部が改正せられ、これに規定せられている。

三、公営の立会演説会場において、その演説会の開催中掲示し得る文書図画は、任意制立会演説会場においても掲示し得ることとなった。(法一四三ノ四)

四、送挙運動のために使用し得るポスターについては、決選投票における枚数の制限規定が設けられた。(法一四四)



- 五、投票所を設けた場所の入口から約一町以内の区域に掲示されたポスターは、選挙の前日及び当日撤去することとなった。(法一四七ニ)
- 六、夜間の街頭演説及び運呼行きの禁止に関する規定が新たに設けられた。(法一六六ノ二)
- 七、任意制公営立会演説会が肉催される当日においても他の演説会等は制限せられることとなった。(法一五四)
- 八、義務制公営立会演説会のみならず、任意制公営立会演説会についても特定の建物及び施設における演説の禁止の例外が認められた。(法一六六)
- 九、選挙運動費用には、都道府県の議員及び市のすべての選挙における専用自動車に要した費用は加算されるが、五大市長の選挙については、これに等した費用は、選挙運動費用に計算されないこととなった。(法一九七)



十、地方公共団体の議会の議員の選挙運動費用の制限の基準額が引上げられ、都道府県の議員の場合五円、市町村の議員の場合、十五円とせられ、市の議員については又最低額は、七千五百円と改められた。(選挙運動費用に関する政令四)

十一、基本選挙人名簿確定の際、整理して作成し直した補充選挙人名簿に登録せられた選挙人の数は、選挙運動費用の算定に当っては、令オ二十二条オ二項の規定による報告の際当該補充選挙人名簿に登録された者を以て算出することとせられた。(令一二九)

第九 選挙公営に関する事項

一、市町村長の選挙(選挙投票の場合を除く)については、市町村は、任意に条例の定めるところにより、立会演説会を開催することができるものとせられ、右の条例は、法の規定に準じて作成せられなければならないものとせられている。(オ一六〇、二)この二は市町村との規定



されているが、選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行うべきものであり、その開催の主体は、当然市町村の選挙管理委員会であるべきことは勿論である。なお、法第六十條に規定する場合を除き、右以外の選挙については、本條の反対解釈として、公営による立会演説会は、行い得ないものと解せられる。

二、五大市の市長の選挙へ一部無効による再選挙及び決選投票の場合を除く。については、当該市の選挙管理委員会は任意に條例の定めるところにより、選挙公報を発行することができるとせられ、右の條例は、法の規定に準じて作成すべきものとせられた。(法一〇〇ノニ)他の選挙について、任意に選挙公報を発行することはできないものと解する。

三、氏名等の掲示は、国会議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙のみならず、右以外のすべての選挙についても行われなければならないものとせられた。但し、後者



にあつては、その掲示箇所は一箇所である。(法一七三ノ)

四、国会議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の送挙について交付を受けた無料乗書、乗車券、燃料及び用紙等はこれを他人に譲渡することが禁止せられた。(法一七セ)

第十 罰則に関する事項

(一)任意制公営立会演説会における演説者(法一六ロニ)及び秩序保持(法一六ロノニ)の規定及び無料乗書等の譲渡禁止(法一七七)の規定に違反した場合の罰則規定が設けられた。

(法二四三、二四四)

第十一 補則に関する事項

(一)氏名掲示、任意制公営立会演説会及び任意制公営選挙公報等に要する費用は、それぐ当該地方公共団体において負担するものとせられた。(法二六四)



(二) 五大市の区に対する本法の適用関係の規定が整備せられた。(法二九六、令一四一)

(三) 選挙に関する届出等の時間に関して、選挙人、候補者、出納責任者等がこの法令の規定によつて選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長等に対してする届出請求、申出その他の行為は、午前八時三十分から午後五時までの間にしなければならぬものとせられた。(法二七〇) 本條は、選挙執行機關の職務の合理化を図ろうとするものであるから、これらの趣旨は、選挙の公正を害し得ない範囲において、出立得る限り選挙人や候補者に対して、便宜を図るよう心掛けることが望ましい。

#### 第十二 附則に関する事項

鹿児島県十島村中黒島、竹島及び硫黄島の三島の別表才一及び県議会議員の所属選挙区が、当分の間変更せられることとなつた。



第十三 一部改正法の附則に関する事項

(一)改正法施行の際の日を公示又は告示してある選挙に関しては、従前の例による。

(附則之. 3. 4)

(三)地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和二十六年法律第二号)の規定により本年四月二十三日及び四月三十日に行われる市町村及び都道府県の議員及び長の選挙の選挙の期日は、公選選挙法中の他の規定に拘らず、すべての選挙を通じて四月三日に告示しなければならない。(附則之)



◎最高裁判所規則第二十二号

外国弁護士資格者承認等規則を次のように定める。  
昭和二十四年九月一日

最高裁判所

外国弁護士資格者承認等規則

第一条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。以下法という。）  
第七条第一項及び第二項に規定する承認並びに同条第五項に規定する承認の取消に関しては、法に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二条 前条の承認は、試験に合格し、又は選考を経た者についてする。

第三条 前条の試験又は選考は、承認を受けようとする者が法第三条に規定する事務を行うに遑するかどうかを判定し、法第七条第一項の承認を受けようとする者についてあわせて日本国の法律につき相当の知識を有するかどうかを判定することを目的とする。



2 前項の試験又は選考は、外国弁護士資格者選考委員会が行う。

3 前項の委員会に関する事項は、別に規則で定める。

第四条 第一条の承認を受けようとする者は、別紙第一号書式による書面に左の書類を添えてこれを最高裁判所に提出しなければならない。

一 履歴書

二 外国の弁護士となる資格を有する者であることを証明する

書面

三 法第六条各号の一にあたりない者であることを証明する書面

第五条 最高裁判所が第一条の承認をするについて日本弁護士連合会の意見をきくには、第四条に掲げる書類の写を添えるものとする。

第六条 最高裁判所は、第一条の承認をしたときは、承認名簿にその氏名を登録し、その順序によりこれに登録番号を附する。



3 承認名簿は、最高裁判所に備え付け、これに氏名を登録した者につき次の事項を記載する。

- 一 国籍及び生年月日
- 二 弁護士資格を有する外国の名
- 三 承認年月日
- 四 登録番号
- 五 事務所
- 六 承認取消年月日及びその事由
- 七 外国の弁護士となる資格を失い、又は法第六条各号の一にあたるに至つた年月日及びその事由

第七条 最高裁判所は、第一条の承認をしたときは、承認年月日及び名簿登録番号その他必要な事項を本人及び日本弁護士連合会に通知し、且つ、官報で公示する。

第八条 承認を受けた者は、事務所を設け、又はこれを移転したときは、直ちに最高裁判所に届け出なければならぬ。



第九条 承認を受けた者が法第六條各号の一にあたるに至つたときは、裁判又は処分をした者は、直ちに最高裁判所に報告しなればならない。

第十条 承認の取消は、次の場合にする。

一 本人が承認の取消を求めたとき。

二 本人に法第三條に規定する義務を行わせることが適當でないとき。

第十一条 承認の取消を求めようとする者は、別紙第二号書式による書面を最高裁判所に提出しなればならない。

第十二条 第七條の規定は、承認の取消があつた場合に準用する。

附 則

この規則は、昭和二十四年九月一日から施行する。

最高裁判所長官 三 淵 忠 彦



(別紙)

(第一号書式)

(用紙の大きさは、日本標準規格

B4)

承

認

願

国籍

住所

事務所を設けるべき地

氏

名

生年月日

私は、弁護士法第七条第一項（又は第二項）の承認を受けたく、左に掲げる書類を添えてお願いいたします。

添附書類

一 履歴書

二 外国の弁護士となる資格を有する者であることを証明する書面



775013

三 弁護士法第六條各号の一にあたりない者であることを証明す  
る書面

年 月 日

最  
高  
裁  
判  
所  
あ  
て

署

名



(第二号書式)

(用紙の大きさは、日本標準規格

B)

承認取消願

国籍

事務所

名簿登録番号

氏

名

生年月日

私は、何々(事由)により承認を取り消していただきたくお願いいたします。

年 月 日

署

名

最高裁判所 あり



*file*

*Return to Kanto*

Tokyo-To Bylaws No. 16

On this first day of April, by the decision of Tokyo-To Assembly, I hereby promulgate the by-laws concerning the campaign of donation and collection of money and goods.

Governor of Tokyo Metropolis

YASUI Seichiro

*This by-law shall be effective from 1st of June 1950*



Bylaws concerning the collection of donation  
and contribution of money and goods.

Article 1. ( Purpose of the bylaws)

The purpose of this regulations shall guide and regulate collectors of donation or contribution of money and goods and to make their action of collecting, counting, booking and the disposal of money and goods thus gathered right and fair and help healthy growth of beneficial work in necessary circles of all communities.

Article 2. (Definition of words)

By the word "collection" in this regulations it shall mean to collect expenses of sponsoring, advocating, founding or delivery of allocated amount or whatever its working might be, the conduct of asking contribution of money or goods for individuals or groups.

By the word "responsible person of collection" it shall mean the party who conducts a collection work under official permit, and administer and dispose of money or goods collected. By "worker of collection" it shall mean person or persons who do actual work of collection under the surveillance of responsible party of the collection work.

Article 3. (Permit of Collection)

Person who wants to do collection, except under the Social Work Law or Judicial Protection Work Law, shall submit an application indicating the following items in ten days before the date of collection be started, to the Governor for approval.

1. Name, address, occupation, and age of responsible person of the collection--(if it is a juridical person or group, its name, locality of office, name of representative).
2. Purpose of collection, and ways.
3. Sum total of money or total amount of goods estimated.
4. Scope or district and duration of time of collection.
5. Names, addresses, occupation, ages of all workers of the collection and their allocated districts of collection.
6. Estimate of collecting expenses.
7. Method and ways of the management and disposition collected money or goods.
8. Other items fixed by Governor.

Article 4. (Conditions or no permission)

Governor, upon receipt of the above application may accept conditionally or refuse to permit when he deems that it may disturb the public order or may cause bad effect upon the Welfare of the inhabitants.

Article 5. (Duration of collection)

The duration of collecting time shall not exceed thirty days except the case where there is special reason for it.



- 2 -

Article 6. (Limits of action of responsible person and workers of collection).

A responsible person and worker for the collection shall comply with the following items.

1. To carry a permit for collection or its copy with himself at all times and show it any time requested by others concerned.
2. To do not compulsory allotment of contribution or compulsory collection.
3. To do not dispose money or goods collected beside the purpose of the collection.
4. Others items fixed by Governor.

Article 7. (Preparation of documents and books).

A responsible person for the collection shall keep document or books as described, otherwise and enter the balance of money or goods and other necessary items into them.

Article 8. (Presentation and investigation of books and documents).

Governor, when he deems it necessary, may order to present the above books and documents or may let an official concerned investigate them.

When an investigation be conducted under provision, the official concerned shall carry a certificate to identify his authority with himself and show it any time as required by other concerned.

Article 9. (Report of end of collection and disposal).

A responsible person for the collection, when the collection was stopped or completed or the time expired or the money and goods collected were disposed shall report to the Governor with full account of statement.

Article 10. (Action for Suspension of Collection).

Governor may order to suspend the collection or take other appropriate action as he may deem suitable when he has recognized the Article 3 or 6 was violated.

Article 11. (Punishment).

A collector who falls under each of the following items shall be fined not more than 50,000 yen.

1. Person who started collection without permit of Article 3.
2. Person who violated terms of Article 4.
3. Person who violated item 2 and item 3 of Article 6.
4. Person who did not make report villating Article 9 or who made false report.
5. Person who does not comply with Article 10.

Article 12. Person who violated Article 5 and Article 7 shall be fined.

Article 13. When an agent, employee or other worker of responsible person of the collection has violated the two articles he shall be punished above as well as the responsible person according to the provisions.



- 3 -

Article 14. (regulations of execution)  
Governor shall fix any other items in the execution  
of this by-laws when he deems it necessary.

Supplementary Regulations

These bylaws shall be effective from 1st of June, 1950.  
Person who is engaged in the collection work at the time of enforce-  
ment these bylaws, shall get permit under Article 3 within five  
days from the promulgation.



Public Pawn Shop  
Urawa City

Revenue and Expenditure for 1949

1. Revenue

	<u>Budget</u>	<u>Settled Account</u>
(1) Business Income	5,085,300 <sup>yen</sup>	5,067,832 <sup>yen</sup>
(2) Original Fund (From General Account)	1,650,000	1,650,000
(3) Carried over from Last Fiscal Year	31,768	41,531
(4) Miscellaneous Income	200	0
(5) City Bond	500,000	500,000
<u>Total of Revenue</u>	<u>7,267,268</u>	<u>7,259,363</u>

2. Expenditure

(1) Cost for Office	197,648	193,143
(2) Cost for Operation	6,800,820	6,389,966
✓(3) City Bond (Redeeming Loan)	259,600	183,328
(4) Spare Money	9,200	0
<u>Total of Expense</u>	<u>7,267,268</u>	<u>6,766,438</u>

7,259,363  
- 6,766,438  
Profit — 492,925  
one shop



Omaha City Pawn Shop  
Revenue and Expenditure  
for 1949

1. Revenue

(1) Business Income	1,675,309
(2) Account carried over from last fiscal year	11,936
(3) Original Fund	500,000

---

Total 2,187,245

2. Expense

(1) Expense for Office	12,377
(2) Expense for Operation	2,125,286
(3) City Bond Expense	13,610

---

Total 2,151,274



Public Pawn Shop (Urawa)

800 yen in average

limit { 5,000 yen for a family  
1,000 yen for a person

interest — 2.5% a month

2 men taking care for books

This city has just a one <sup>public</sup> pawn shop

4 big <sup>private</sup> pawn shops

3 small private shops

1,650,000 yen was put in fund  
no loss about 500,000 profit

Budget

10,000,000 yen short

covered by equization fund

6,000,000 yen was carried over from last fiscal year

no need to make any loan

110,000 — population

260 — ~~un~~employment

Election Campaign gave jobs to many people



# Public Pawn Shop

## Urawa City

### Revenue and Expenditure for 1949

昭和24年度浦和市公益質屋費歳入歳出決算見込書

款項	Revenue		Budget		附記
	歳入	歳出	予算現額	決算額	
1. Business Income					
1. 事業収入	5,085,300.00	5,067,832.26			
1. Ditto					
1. 事業収入	5,085,300.00	5,067,832.26			
2. Original Cost					
2. 繰入金	1,650,000.00	1,650,000.00			
From General Account					
1. 一般会計繰入金	1,650,000.00	1,650,000.00			
3. Carried over from last year					
3. 繰越金	531,768.00	41,531.34	9,763.34		
1. 前年度繰越金	531,768.00	41,531.34	9,763.34		
4. Miscellaneous Income					
4. 雑収入	200.00	0			
2. 雑"入	200.00	0			
5. City Bond					
5. 市債	500,000.00	500,000.00			
1. 市"債	500,000.00	500,000.00			
Total of Revenue	7,267,268.00	7,259,363.56			

浦 和 市 公 益 質 屋 費 課



支 出 明 細 表

		Expenditure			
		歲	末		
1. Cost for Office	1. 事務所費	197,668.00	193,143.48	-	4,504.52
2. Cost for Operation	2. 事業費	6,800,820.00	6,387,966.50	-	410,853.50
3. City Bond	3. 公債費	252,600.00	182,228.32	-	76,271.68
(Redeeming loan)	(還本付息)	153,986.00	102,170.63	-	44,815.37
4. Spare money	4. 予備費	9,200.00	0	-	9,200.00
	1. 予備費	9,200.00	0	-	9,200.00
	歲出合計	7,267,268.00	6,766,438.30	-	500,829.70

中華民國二十九年...



Omiga City Pawn Shop

昭和24年度公算算定書

收入科目	予算額	収入実績	差引増減	
1. 事業収入	1,982,500	1,675,309.60	307,270.40	元金収入 1,523,240.00 利息 146,306.60
2. 雑収入	1-	-	1-	流賃物賃金 100- 保年金 5,267.30
3. 借入金	11,900	11,936.21	36.21	
4. 繰入金	50,000	50,000	-	
収入合計	2,494,481	2,887,245.81	307,224.19	

↓ 収入合計



歲出科目	予算額	支出額	残額
1. 事務所費	62,914	12,877.19	50,036.81
2. 車費	239,795.5	212,286.60	27,508.90
3. 公債費	13,612	13,610.24	1.76
4. 予備費	20,000		20,000
歳出合計	249,444.5	215,274.03	34,170.47

歳入歳出差引残額 34,971.86 翌年度へ



Omiga — Profit:  
6,382,069

Orig cost - \$4,000,000

6 - races - \$30,000,000 profit.

7 - - plan to build 9 schools.

3rd Race

\$78,635,000 income — Betting — Tickets

58,289,680 — fringe money

Inc. <sup>20.</sup> Split \$699,682. — profit.

Ex. 2,359,050 — to Associates.

(laborers, officials, maintenance)

Ex 5,841, — city adv. expense.

Ex. 4,094,619 — To Mins of Transportation.

Inc. 365,760 Admission tickets,

Inc. 188,650 — unclaimed winners.

Ex. 3,47,050 — land rental.



## 渉外番外(法)ノ九

共産党運動の底に横たわる諸目的ならびに共産党が政権奪取に成功した諸國では、同党が不可避的にどんなことを引起したかという結果がはつきり見とどけられるからである、このように世界の他の民主主義諸國におけると同様日本では共産党は労働階級の支持をうるため労働者の諸権利を守るチャンピオンを濫称しているものの、海外における実例は共産党の支配下では労働者は一切の権利を失うことを示している、どこでも同じであるように、日本でも共産党は言論および平和的な集会の自由、良心にもとづく信仰の自由その他普遍的に認められている基本的人権にもとづく諸自由の熱心な使徒であるかのごとく装つてはいるが、しかし事實は共産主義政治権力の台頭とともに一切の自由が完全に抑圧されていることは反論の余地ないまでに暴露されている

読くさ